

生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱

制 定	平成 20 年 5 月 1 日	環自計発第 080501002 号
一部改正	平成 26 年 2 月 13 日	環自計発第 1402133 号
一部改正	平成 29 年 2 月 20 日	環自計発第 1702203 号
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日	環自計発第 1803303 号
一部改正	平成 31 年 4 月 2 日	環自計発第 1904021 号

（通則）

第 1 条 生物多様性保全推進支援事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この交付金は、別表 1 に掲げる交付対象事業者を事業の実施者とし、これが行う地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に対し、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援し、もって自然共生社会づくりの推進を図ることを目的とする。

（交付対象事業者）

第 3 条 この交付金は、別表 1 に掲げる交付対象事業者に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第 4 条 この交付金を充てることができる事業は、別表 2 に掲げるものとする。

（交付額、交付対象経費）

第 5 条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、交付対象事業者が前条に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が承認した経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付額の算定基準）

第 6 条 この交付金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額、別表 3 の第 2 欄に掲げる交付対象経費の支出予定額及び第 3 欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第 4 欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付対象事業者は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金事業における仕入に係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合

には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付申請)

第7条 交付対象事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、自然環境局長が別に定める日までに別記様式第1号による生物多様性保全推進交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を大臣に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第8条 交付対象事業者は、この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付金の額の変更申請を行う必要がある場合には、速やかに別記様式第2号による生物多様性保全推進交付金変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）を大臣に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第9条 大臣は、第7条の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、原則として、当該交付申請書の到達した日から起算して2か月以内に内容の審査を行い、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定による交付決定又は変更交付決定を行ったときは、別記様式第3号による生物多様性保全推進交付金交付決定通知書又は別記様式第4号による生物多様性保全推進交付金変更交付決定通知書を交付対象事業者あてに送付するものとする。

3 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項の規定により当該交付金事業に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 大臣は、交付の申請がなされた全ての交付金事業について、当該消費税等相当額について、交付金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第10条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

交付金事業に係る経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を交付金事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

2 前項に掲げる条件のほか、大臣は、交付金事業の実施に関し必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第11条 交付金の交付決定通知を受けた交付対象事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第9条第2項の規定による通

知を受けた日から起算して 20 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金事業の着手)

第 12 条 交付対象事業者は、原則として、交付金交付決定に基づき、交付対象事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて交付対象事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨を別記様式第 5 号により、その理由を具体的に明記した生物多様性保全推進交付金交付決定前着手届を、自然環境局長に提出するものとする。

(交付金事業の変更)

第 13 条 交付対象事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第 6 号による生物多様性保全推進交付金事業変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付金の額に変更を伴う場合は、第 8 条に定める手続によるものとする。

- (1) 交付金事業の事業内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- (2) 別表 4 の経費区分欄に定める対象経費の費目間の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の 30%以内の変更を除く。）をしようとするとき。

(契約)

第 14 条 交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(交付金事業の中止又は廃止)

第 15 条 交付対象事業者は、交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第 7 号による生物多様性保全推進交付金事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金事業の遅延の報告)

第 16 条 交付対象事業者は、交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第 8 号による生物多様性保全推進交付金事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日後 2 ヶ月以内である場合は、この限りではない。

(状況報告)

第 17 条 交付対象事業者は、交付金事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第 9 号による生物多様性保全推進交付金事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 18 条 交付対象事業者は、交付金事業が完了した日（第 15 条の規定により交付金事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日から起算して1カ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第10号による生物多様性保全推進交付金事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

- 2 交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該承認に基づく期限によることとする。
- 4 交付対象事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第19条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第13条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とする。
 - 4 大臣は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の支払）

- 第20条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 交付対象事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第11号による生物多様性保全推進交付金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

- 第21条 大臣は、第15条の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 交付対象事業者が、この要綱の規定に違反したことにより受けた大臣の処分又は指示に従わない場合
 - (2) 交付対象事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付対象事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 第9条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の

全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に規定する場合を除く。）には、当該返還命令に係る交付金を交付対象事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。
- 5 大臣は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（取得財産等の管理）

- 第22条 交付対象事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付対象事業者は、取得財産等について、別記様式第12号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（取得財産等の処分の制限）

- 第23条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械、重要な器具及び工作物とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
 - 3 交付対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認をする場合においては、前条第3項の規定を準用する。
 - 5 前項の納付については、第19条第3項の規定を準用する。

（消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還）

- 第24条 交付対象事業者は、事業完了後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに別記様式第13号による生物多様性保全推進交付金事業の仕入に係る消費税等相当額報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第19条第3項の規定を準用する。

(その他)

第 25 条 特別の事情により、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条及び第 18 条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、自然環境局長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 2 日から適用する。

別表1 交付対象事業者

交付対象事業	交付対象事業者
(1) 特定外来生物 防除対策	地方公共団体又は地域生物多様性協議会（地方公共団体等※1と、その他の主体で構成され、別に定める要件を満たした団体）
(2) 重要生物多様性保護地域保全再生 (3) 広域連携生態系ネットワーク構築 (4) 国内希少野生動植物種等対策（平成29年度までに採択された継続事業に限る）	地域生物多様性協議会
(5) 地域民間連携促進活動	地域連携保全活動支援センター又は同センターの設置を予定している地方公共団体
(6) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）の設置者又は管理者※2
(7) 国内希少野生動植物種保全	地方公共団体、第三セクター、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は法人格を有しない団体であって自然環境局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。） （地方公共団体以外の者が交付対象事業者である場合は、地方公共団体の長又は地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長が事前に適切な活動であるとして確認したものに限る。）
(8) 特定外来生物 早期防除計画 策定事業	地方公共団体又は地域生物多様性協議会

※1 地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であって、それに代わる者として自然環境局長が承認した者とする。

なお、上記団体の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

※2 設置又は管理運営を行う地方公共団体、第三セクター、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は地方独立行政法人とする。

別表2 交付対象事業の内容

国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業であり、次の（１）～（８）に掲げる各事業のいずれかに該当すること。

交付対象事業	交付対象事業の内容
(1) 特定外来生物防除対策	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく対策であって、特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の調査及び防除等
(2) 重要生物多様性保護地域保全再生	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法に基づく国立公園又は国定公園 ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく国指定鳥獣保護区 ・ラムサール条約に基づくラムサール条約湿地 ・世界遺産条約に基づく世界自然遺産 ・ユネスコの人間と生物圏(MAB)計画に基づく生物圏保存地域(BR、ユネスコエコパーク) における生物の生息環境の保全再生のための事業等
(3) 広域連携生態系ネットワーク構築	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律又は自然再生推進法に基づく計画の策定又は当該計画に基づく事業であって生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等
(4) 国内希少野生動物植物種等対策(平成29年度までに採択された継続事業に限る)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策であって、 <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動物植物種又は我が国に生息する国際希少野生動物植物種の保護 ・絶滅危惧種が集中的に分布する地域における取組 ・2以上の都道府県にまたがる広域的な取組 ・急激に減少している又は著しく数の少ない絶滅危惧種に対する取組等
(5) 地域民間連携促進活動	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん(企業と地域・NPO法人等とのマッチングを含む)、専門家の紹介等の取組等
(6) 国内希少野生動物植物種生息域外保全	種の保存法に基づく国内希少野生動物植物種について、動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等
(7) 国内希少野生動物植物種保全	種の保存法に基づく国内希少野生動物植物種について、地方公共団体や特定非営利活動法人、民間事業者等が主体的に実施する分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等
(8) 特定外来生物早期防除計画策定事業	地域に未侵入又は侵入初期の特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の早期発見・防除の効果を高めるための地域計画策定、及びこれに必要な調査等

別表3 交付対象経費及び交付率

1 交付対象事業	2 交付対象経費	3 基準額	4 交付率
(1) 特定外来生物 防除対策	交付金事業を行うために必要な諸謝金、 旅費、備品費、消耗品費、 印刷製本費、 通信運搬費、借料及び損料、 会議費、賃金、 雑役務費、資材購入費、 無償労務費 (交付対象経費の内容については、別表4に定めるものとする。)	大臣が承認した額	1 / 2 以内
(2) 生物多様性保護地域保全再生			
(3) 広域連携生態系ネットワーク構築			
(4) 国内希少野生動物種等対策(平成29年度までに採択された継続事業に限る)			
(5) 地域民間連携促進活動	交付金事業を行うために必要な諸謝金、 旅費、備品費、消耗品費、 印刷製本費、 通信運搬費、借料及び損料、 会議費、賃金、 雑役務費、資材購入費 (交付対象経費の内容については、別表4に定めるものとする。)		定額(1種につき200万円を上限とする)
(6) 国内希少野生動物種生息域外保全			
(7) 国内希少野生動物種保全			定額(①分布状況調査及び保全計画検討(初年度のみ)については250万円を上限とする ②生息環境改善等については150万円を上限とする ①及び②を同じ年度に実施する場合においても250万円を上限とする)
(8) 特定外来生物早期防除計画策定事業			

別表4 交付対象経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃 金	日々雇用者に対する賃金支払に要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費。

(別紙1-1)

平成〇〇年度交付金所要額調書

事業名 _____

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	交付対象 経費 (D)	基準額 (E)

交付金 基本額 (F)	交付率 (G)	交付金 所要額 (H) = (F) × (G)	仕入に係る 消費税等 相当額 (I)	要交付金 所要額 (J) = (H) - (I)	備考

- 注1 (A) 欄には、交付事業に要するすべての経費を記入すること。
2 (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
3 (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。
4 (D) 欄には、交付対象経費の支出予定額を記入すること。
5 (F) 欄には、(C)、(D)、(E) を比較して最も少ない額を記入すること。
6 (I) 欄には、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
7 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

積算内訳

(単位：円)

支出科目	予定額	積算内訳
合 計		

注1 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。

2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

3 応募時の事業計画（平成 29 年度までに採択された事業にあつては、承認された事業計画）から変更する場合は、変更箇所を赤字で記載すること。

(別紙1-2)

事業計画書

1. 平成〇〇年度交付金事業の内容

(1) 平成〇〇年度交付金事業の概要

(2) 交付金事業の個別の概要

ア □□事業

イ △△事業

ウ ××事業

(3) 事業の予定期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

2. 平成〇〇年度交付金事業の実施により期待される効果

3. 平成〇〇年度交付金事業の特色等

4. 交付金事業年度別事業計画

	事業内容
初年度（平成 年度）の事業計画	
2年目（平成 年度）の事業計画 ※交付対象事業（8）以外の交付対象事業のみ記入する。但し、交付対象事業（8）であっても、2年目に事業を継続することとなった場合は記入する。	
3年目（平成 年度）の事業計画 ※交付対象事業（6）及び、（7）のみ記入する。但し、交付対象事業（1）～（5）であっても、3年目に事業を継続することとなった場合は記入する。	

・応募時の事業計画(平成 29 年度までに採択された事業にあつては、承認された事業計画)から変更する場合は、計画変更の内容と理由の分かる事業計画変更理由書（任意様式）を提出すること。

(別紙1-3)

総事業費内訳書

事業名 _____

(単位：円)

総事業費	総事業費内訳			備考
	国庫交付金	交付対象事業者の負担金	その他	

- 注1 「総事業費」欄には、(別紙1-1) 交付金所要額調書による総事業費を記載すること。
- 2 財源内訳の国庫交付金以外の財源で決定していないものについては、見込額を記載すること。
- 3 「その他」欄には、本交付金以外に国又は独立行政法人等からの補助金等があれば記載すること。

環 境 大 臣 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記の交付金について、下記のとおり交付申請を変更したいので、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501002号）第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

1. 当初交付金申請額 金 _____ 円也

2. 変更交付金申請額 金 _____ 円也

_____(うち消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)

3. 変更の内容

4. 変更の理由

- 注1 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。
2 添付書類は、別記様式第1号に準じて変更部分について作成すること。
3 別記様式第1号の添付書類のうち別紙1-1及び別紙1-3の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を変更後の額の上部に（ ）書きにより併記すること。別紙1-2について変更されるときは、当該変更部分を赤字で記載すること。

平成 年度生物多様性保全推進交付金交付決定通知書

(交付対象事業者名)

平成 年 月 日付《文書番号》で申請のあった平成 年度生物多様性保全推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○ 印

1. 交付金交付の対象となる事業は、「《交付対象事業名》」とし、その内容は、交付金交付申請書記載のとおりとする。
2. 交付対象経費及び交付金の額は次のとおりである。

(単位：円)

事 業 名	交付対象経費	交付額

3. 交付金事業を行うものは、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501002号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
4. この交付金は、交付要綱第10条に掲げる事項を条件として交付する。
5. 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、この通知書を受けた日から起算して20日以内とする。

6. 政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等が寄付制限の例外）の交付金の決定の通知を受けた日から 1 年間、政治活動に関する寄付をすることができないこととされているが、本交付金は政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項による寄付制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断している。

平成 年度生物多様性保全推進交付金変更交付決定通知書

(交付対象事業者名)

平成 年 月 日付《文書番号》で申請のあった平成 年度生物多様性保全推進交付金については、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501002号。以下「交付要綱」という。）第9条第2項の規定により、平成 年 月 日付環自計発第 号で交付決定した内容を次のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○ 印

1. 交付金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付 第 号変更交付申請書のとおりである。
2. 変更後の交付対象経費及び交付金の額は次のとおりである。

変更前交付対象経費	金	円	変更前交付額	金	円				
変更後交付対象経費	金	円	変更後交付額	金	円				
増	減	額	金	円	増	減	額	金	円
3. 交付金事業を行うものは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱に従わなければならない。
4. この交付金は、交付要綱第10条に掲げる事項を条件として交付する。
5. 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、この通知書を受けた日から起算して20日以内とする。

自然環境局長 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金交付決定前着手届

平成 年 月 日付け環自計発第 号で採択内示のあった下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成 20 年 5 月 1 日付環自計発第 080501002 号)第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

環 境 大 臣 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業
(計画・経費配分) 変更承認申請書

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業(計画・経費配分)を次のとおり変更したいので、生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)交付要綱(平成20年5月1日付環自計発第080501002号)第13条の規定により承認願いたく関係書類を添えて申請する。

1. 事 業 名

2. 変更の内容

3. 変更の理由

- 注1 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。
- 2 添付書類は、別記様式第1号に準じて変更部分について作成すること。
- 3 別記様式第1号の添付書類のうち別紙1-1及び別紙1-3の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上部に()書きにより併記すること。別紙1-2について変更されるときは、当該変更部分を赤字で記載すること。

環 境 大 臣 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金
事業中止（廃止）承認申請書

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業を次のとおり中止（廃止）したいので、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501002号）第15条の規定により承認願いたく申請する。

1. 事 業 名

2. 中止（廃止）の理由

3. 中止（廃止）後の措置

注 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

環 境 大 臣 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業遅延報告書

平成 年 月 日付環自計発第 号をもって生物多様性保全推進交付金の交付決定を受けた交付金事業について、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501002号）第16条の規定により、次のとおり報告する。

1. 事 業 名
2. 遅延の内容及び原因
3. 遅延に係る金額
4. 遅延に対して執った措置
5. 遅延等が交付金事業に及ぼす影響
6. 事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した計画表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

別記様式第9号

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業状況報告書

事業名

(単位：円)

交付対象 事業者名	事業名	事業 期間	事業費	交付金額 相当額 (A)	うち交付金額 相当契約額		うち交付金額 相当支出済額		支 出 予 定 額				
					月 まで累計 (B)	(B)/(A) (%)	月 まで累計 (C)	(C)/(A) (%)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	

注：千円未満は四捨五入で作成すること。

環 境 大 臣 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業実績報告書

平成 年 月 日付環自計発第 号をもって生物多様性保全推進交付金の交付決定を受けた交付金事業に係る実績について、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（平成20年5月1日付環自計発第080501002号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 交付金精算額 金 円也

（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2. 事業実施期間

事業開始 平成 年 月 日

事業終了 平成 年 月 日

3. 交付金精算額調書（別紙10-1）

4. 交付金受入状況調書（別紙10-2）

5. 事業実施報告書（別紙10-3）

6. 総事業費内訳書（別紙10-4）

7. 無償労務費 実績報告（別紙10-5）※該当する場合

8. 事業概要（別紙10-6）

9. 添付資料

事業の実績を示す資料として、

- ・ 交付対象経費に掛かる請求書又は領収書の写
- ・ 活動の状況等、事業の実施状況を示す写真（施行中及び施行後の写真）など

注1 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

2 事業概要（別紙10-6）は、環境省ホームページ等で公開されることがあるので、公開できない情報を記載しないよう留意すること。

(別紙 10-1)

平成 ○ ○ 年度 交付金 精算額 調書

事業名 _____

(単位:円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	交付対象 経費 (D)	基準額 (E)	交付金 基本額 (F)	交付率 (G)

交付金 所要額 (H) = (F) × (G)	仕入に係る 消費税等 相当額 (I)	要交付金 所要額 (J) = (H) - (I)	交付 決定額 (K)	交付金 受け入れ 予定額又は 受入済額 (L)	差引 過不足額 (M)	備考

- 注 1 (A) 欄には、交付事業に要するすべての経費を記入すること。
- 2 (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
- 3 (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。
- 4 (D) 欄には、交付対象経費の支出予定額を記入すること。
- 5 (F) 欄には、(C)、(D)、(E) を比較して最も少ない額を記入すること。
- 6 (I) 欄には、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
- 7 (K) 欄には、既に交付決定を受けた額を記入すること。
- 8 (L) 欄には、(K) 欄のうち交付を実際に受けた額又は受入予定額を記入すること。
- 9 (M) 欄には、(L) 欄の額から (J) 欄の額を差し引いた額を記入すること。
- 10 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

支出済額内訳

(単位:円)

支 出 科 目	支出済額	支 出 済 額 内 訳
合 計		

注1 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。

2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

3 事業計画に記載のない軽微な変更については赤字で記載すること。

(別紙10-2)

交 付 金 受 入 状 況 調 書

事業名

区 分	交 付 金	受 入 年 月 日
受 入 額	円	平成 年 月 日
受 入 予 定 額	円	—
合 計	円	—

(別紙10-3)

事業実施報告書

事業名		交付対象 事業者名	
担当課名：		担当者名：	連絡先：
事業 内容	事業の 概要		
	目的		
	内容		
	成果又は 進捗状況		
	今後の展 望・対応 方法等		

(別紙 10-4)

総 事 業 費 内 訳 書

事業名 _____

(単位:円)

総事業費	総 事 業 費 内 訳			備 考
	国 庫 交 付 金	交付対象事業者の 負 担 金	そ の 他	

- 注1 「総事業費」欄には、(別紙 10-1) 交付金精算額調書による総事業費を記載すること。
- 2 「その他」欄には、本交付金以外に国又は独立行政法人等からの補助金等があれば記載すること。

(別紙 10-5) 無償労務費 実績報告

実施状況

※1回の活動ごとに活動状況等を示す写真などと合わせて作成して下さい。

活動年月日	平成 年 月 日
活動内容	
実施方法	
活動場所	

作業人員

※16歳未満の者による作業は記入しない。休憩時間は作業時間から除く。別様式で提出する場合は、住所や電話番号等の個人情報削除すること。

氏名	作業時間	氏名	作業時間
		合計	

無償労務費

作業時間の合計	×	地域別最低賃金	=	無償労務費
時間		円		円

環 境 大 臣 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付環自計発第 号をもって生物多様性保全推進交付金の
交付決定を受けた《事業名》について、精算（概算）払を受けたいので、下記金額
を請求します。

記

1. 請 求 金 額 金 円也

2. 請 求 内 訳
(精算払の場合)

交 付 決 定 額	確 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	差 引 請 求 額 (A)-(B)
円	円	円	円

(概算払の場合)

交 付 決 定 額 (A)	概算払受領済額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	残 額 (A)-(B)-(C)
円	円	円	円

(振込先)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義・住所

注) 口座名義及び住所には、フリガナを付すこと。

別記様式第 12 号

取 得 財 産 等 管 理 台 帳 (平成 年度)

(単位：円)

取得者の 氏名・名称	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第 20 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

環 境 大 臣 殿

(交付対象事業者の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金事業の
仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付環自計発第 号により交付決定通知があった生物多様性
保全推進交付金について、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）
交付要綱（平成 20 年 5 月 1 日付環自計発第 080501002 号）第 24 条の規定に基づき、下
記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|-----------|
| 1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
第 15 条の交付金の額の確定額（平成 年 月 日
付環自計発第 号による額の確定通知額） | 金 _____ 円 |
| 2. 交付金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相
当額 | 金 _____ 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入
に係る消費税等相当額 | 金 _____ 円 |
| 4. 交付金返還相当額（「3.」－「2.」） | 金 _____ 円 |
| 5. 参考となるその他書類（3. の金額の積算の内訳
等） | |